

■フロン排出抑制法の概要

機器の所有者(管理者)は、今後、業務用冷凍空調機器の適正な管理とフロン類の排出抑制に努めなければなりません。そのため、日常的な簡易点検は所有者ご自身が行い、定期点検は、専門業者(十分な知識を有する者(冷媒フロン類取扱技術者等))に依頼して実施することが必要となります。

今回のフロン排出抑制法の改正(2015年4月施行)によって、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者が機器を使用/管理していく上で、以下の点が定められました。

■守るべき『判断基準』
■年度ごとに国へ漏れ出了るフロンの量を報告

業務用の冷凍空調機器の管理者とは、業務用の冷凍空調機器の「所有者」(その他、冷凍空調機器の使用等を管理する責任を負う者)となります。

※詳細については、日設連ホームページ(<http://www.jarac.or.jp/>)および環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)をご確認ください。

表1

製品区分	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上
	7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上
冷蔵機器および 冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上

機器の所有者様、ユーザー様に求められること

① 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

- ①すべての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3か月に1回以上)※専門業者がアドバイスをする。
- ②表1の機器については、定期点検の義務化(専門家に依頼)

② 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定および修理を実施

- フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止。(繰り返し充填の原則禁止)
- 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼。

③ 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務

- ①適切な管理を行うため、機器の整備については記録簿に履歴を記録し、記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない。
- ②適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入。

④ 算定漏えい量の報告

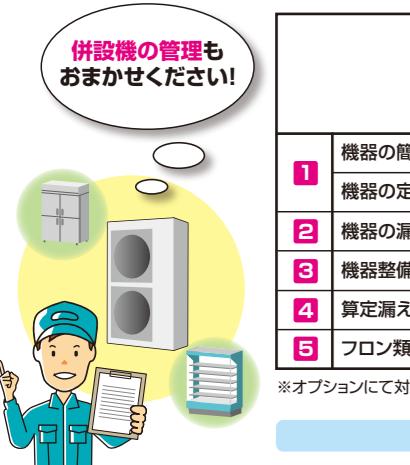
1年間にフロン類をCO₂換算値で1,000CO₂-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務

⑤ 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない。

- ①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。
- ②回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。

※⑤は、法改正前からの義務

フロン排出抑制法に対する機器の管理について



内 容	保守契約 あり		保守契約 なし			
	管理者 (お客様)	整備者 (当社)	管理者 (お客様)	整備者 (当社)	管理者 (お客様)	整備者 (当社)
1 機器の簡易点検	●	—*	●	—*	●	—
2 機器の定期点検	—	●	—	●	●	—
3 機器の漏えい箇所の特定・修理	—	●	●	—	●	—
4 算定漏えい量の報告	●	—	●	—	●	—
5 フロン類の回収管理の報告	●	—	●	—	●	—

※オプションにて対応可能です。

冷媒管理・点検フロー



商品の情報はホームページでご確認ください。
panasonic.co.jp/hvac/pces/

■ 業務用機器 商品相談窓口
最初 186 をタップしていただくと折り返しの連絡がスムーズに行えます。
<営業時間> 24時間365日受付
<対応業務> 機器に関するご相談・お問い合わせ
FAX 0276-20-0228
24時間 365日 受付
※お電話を頂く際には、番号を十分にお確かめの上、おかげまちがいのないようにお願いいたします。

【ご相談窓口における個人情報のお取り扱い】
パナソニック株式会社およびグループ関係会社は、お客様の個人情報をご相談対応や修理対応などに利用させていただき、ご相談内容は録音させていただきます。また、折り返し電話をさせていただくときのために発信番号を通知いただいております。なお、個人情報を適切に管理し、修理業務等を委託する場合や正当な理由がある場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。個人情報に関するお問い合わせは、ご相談いただきました窓口にご連絡ください。

■コールセンター
■業務用機器 商品相談窓口
24時間365日体制で、お客様から頂くお問合せを承ります。受付後に、取扱商品の専門知識を持つ技術員がご相談に対応致します。

北海道支店 近畿支店 中四国支店 岡山営業所 高松営業所
東北支店 青森営業所 盛岡営業所
青森営業所
首都圏支店 神奈川営業所 九州支店 熊本営業所
首都圏支店 神奈川営業所 次城営業所 群馬営業所 新潟営業所
中部支店 静岡営業所 北信営業部
中部支店 静岡営業所 北信営業部

本社(東京都)

■パナソニック産機システムズ株式会社 サービス拠点

北海道支店 〒060-0031 札幌市中央区北1条東7丁目1-8 ☎(011)211-0538
東北支店 〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央3-8-3 ☎(022)739-7703
首都圏地区 〒131-0045 東京都墨田区押上1-1-2 ☎(03)6678-0151
中部支店 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-17-19 ☎(052)209-6487

近畿支店 〒541-0059 大阪市中央区博労町3-5-1 ☎(06)6125-2626
中四国支店 〒733-0833 広島市西区商工センター4-9-9 ☎(082)278-2480
九州支店 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4-6-23 ☎(092)411-3100

●お問い合わせはこちらへ…。

パナソニック産機システムズ株式会社

〒131-0045 東京都墨田区押上1-1-2
©Panasonic Commercial Equipment Systems Co., Ltd.

本書からの無断の複製はかたくお断りします。

このカタログの記載内容は

2024年7月現在のものです。

定期的なメンテナンスが
いつまでも
高い精度を保つ

MAINTENANCE
SERVICE



